令和2年12月15日 第12253号

市和乙午14	2 Д	1 0	Н																	77 1 2	200万
	更	〇 犯罪被害者等早期援助団体の住所等の変	【公安委員会】	\(\sigma\)	の完了	○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事	〇 道路の位置の指定	〇 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧	【公告】	〇 土地収用法に基づく事業の認定	\(\text{\text{\$\sigma}}\)	定	〇 生活保護法等に基づく指定介護機関の指	業の廃止	〇 生活保護法等に基づく指定医療機関の事	定	〇 生活保護法等に基づく指定医療機関の指	【告示】	目次	L 以 分 幸	可山具公段
		県民応接課		"		J)	建築指導課	経営支援課		監理課	"		II.		II		障害福祉課		担当課(室)	[]	発 可 山 県 一
																					目次
																					担当課(室)

◎岡山県告示第六百四十二号

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平

令和二年十二月十五日

診療所又は薬局

おさみなファンド歯科 片上薬局 すずらん薬局 加茂歯科医院 ₩ 袮 瀬戸内市長船町服部字窪512-12 津山市加茂町桑原70-1 備前市伊部2408 準山市田町86-4 严 在 书 R 2.10. R 2.11. 1 指定年月日 R2.11.1 R 2.10.1

県 知 事 伊 原 木 隆

岡

Щ

太

◎岡山県告示第六百四十三号

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平

令和二年十二月十五日

診療所又は薬局

片上薬局 加茂歯科医院 水田小児科医院 エスマイル薬局田町店 ₩ 称 津山市加茂町桑原70-1 玉野市宇野8-2-16 備前市伊部2408 津山市田町86-4 严 在 廃止年月 R2.9 R2.10.25 R 2.10.31 R2.9.30 . 30

Щ 県 知 事 伊

岡

原 木 隆 太

◎岡山県告示第六百四十四号

る法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護を担当させる介護機関を次のとお 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す

令和二年十二月十五日

有限会社ベルヴィ

倉敷市東塚7-4-2

ケアビレッジやすらぎ

浅口市鴨方町深田513-1

R2.11.5

り指定した。

主たる事務所の所在地 居宅介護事業所の名称 居宅介護事業所の所在地 指定年月日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第六百四十五号

る法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための介護予防を担当させる介護機関を次のとお 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す

令和二年十二月十五日

り指定した。

岡 Щ 知 事 伊 原 木 隆

R2.11.5	浅口市鴨方町深田513-1	ケアビレッジやすらぎ	倉敷市東塚7-4-22	有限会社ベルヴィ
指定年月日	介護予防事業所の所在地	介護予防事業所の名称	主たる事務所の所在地	事業者の名称

山県告示第六百四十六

収 次の 用法 とおり (昭 和二十六年法律第二百十 事業を認定した。 -九号。 下 という。) 第二十条の規定

和二年十二月十五

5)

伊 木

太

起業者

事業の

井原市 美星天文台駐 車場整備

収用 \mathcal{O} 分 Ш /井原 **亦市美星**

町

大倉字五万原地

分

業の認定をし

法第二十条第 一号の 要件 9

法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。 三十二号に掲げ 市場その 、原市美星天文台駐車場整備事 他公共の用に供する施設」に該当する施設を整備する事業であるため る 「国又は地方公共団 業 。 以 下 体が設置する 「本件 という。 緑地、 広場、 法第三条第

法第二十条第二号の 要件 の適合性につい

るため 本件事業に要する経費に を充足すると判断される。 に基づき、 本件事業の起業者である井原市 Ó 充分な意思と能力を有 生涯学習の充実及び観光の振興の つい て財 は、 T 源措置を講じ 1 本件事業を井原市第七次総合計 ると認め ため て 5 れるため、 **\ ることから、 に実施す る も 法第二十条第二号の 本件 ので 事業を遂行す あ 画前 期基本計 ま

法第二十条第三号の 要件 \mathcal{O} 適合性 つ

(1)交通安全の 本件事業の施行により得られる利益に 頻発す 確保や利用者 の高ま 沢沢とな りに 画 0 より、 お て の安全性や利 11 るため、 は 週末や繁忙期を中 便性 新た 0 11 ては、 0 心要な 向 駐 上に 車場 現在、 心 相当の 面 に駐車場が 積 が 確保さ 寄与が するこ 不足 とで れること、 見込まれ 0 環境 地域住民 路 \mathcal{O}

ことから、

収用

囲に

9

ても合理的であると認め

済 優れ 、て検討 ること、 を行 0 (3) た結果、 周 辺 0) 影響が最 最適となる案を採用し 小 限となることを条件 てい

- (2)成 地内に所存するが 応じて適切 る利益は軽微なも 護法 别 \mathcal{O} 処置 な措置を講ずることとし (昭 を講ず 和二十五 当該包蔵地 \tilde{O} 失わ × と考えら 等による環境影響評 き動 年法律第二百十四号) れ に 0 が見受けられ ては井原市 て 0 11 ることから、 ては 価 0 にお ない 教育委員会と協議 対象事業となっ 、本件事 ける周 本件事業の施行 業が環境影響評価 知 本件事業地の土 0 埋蔵文化財 、おらず、 を行 包蔵
- (3)件事業の施行 (1)で述べた得られる利益と2で述べた失わ 本件事業は法第二十条第三号の要件 ŋ 得ら る利益が 失わ れる を充足すると判 利益に優越すると認 れる利益とを比 断 さ れ 衡量 \otimes 5 た結果、 れることか
- 4 発生抑制 本件事業に 法第二十条第四号の 収用 0 に寄与するも つい 囲 ては、 は全て本件 要件 \mathcal{O} 周辺道路 で - 事業 あ の適合性に の路 0 早急に施行されるべ 用に恒 上駐 っいい 人的 車防 に供され 术 利用 る範囲 者 の安全確保及び にとどめられて

ると認めら

交通事

た が 0 て、 本件事業は 法 第二十条第四号の 要件を充足すると判 断 n

5

から 4まで 述 ベ たように、 本件 事業 は、 法第二十条各 号 \mathcal{O} 要件 を充 足すると

断 だされ

以上によ 本件 事 業に 0 V て、 第二十条の 規定に 1) 業の 認定をした

五.

法第二十六条の二第二項 $\hat{\mathcal{O}}$ 規定に 面

井原市役所 市 民生活部美星振興課

用する同法第五条第三項の 五 五 六〕大規模小売店舗立地法 規定により、 (平成十年法律第九十一号) 次の大規模小売店舗の変更の届出に 第六条第三項に 9 V お て、 て準

配慮すべき事項に この公告に係る大規模 の日までに知事に意見 · つ 小売店舗 て意見を有する者 (書を提出することができる) を設置する者がその 同法第八 周 辺 \mathcal{O} 地域 項 $\hat{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} 対規定に 生活環 より 境 \mathcal{O} 保

令和二年十二月十五日

岡山

木

太

届出事項の概要

・ 大規模小売店舗の名称及び所在地

石称 マルイ湯郷店

所在地 美作市湯郷一二三番地ほ

届出者の名称、住所及び代表者の氏

2

名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗 にお V て小売業を行う者の 開 店時 刻 及び閉

(変更前)

(1)

ア 株式会社マルイ 午前十時から午後十時

- 株式会社ワッツ西日本販売 午前十時から午後十時

(変更後)

ア 株式会社マルイ 午前九時から午後十時

イ 株式会社ワッツ西日本販売 午前九時から午後十時

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時四十五分から午後十時十五分まで

(変更後) 午前八時四十五分から午十時十五分まで

4 変更年月日

令和二年十二月七1

一届出年月日

発電 の 明 も が 場 丘 令 和 二 年 十 二 月 四 日

縦覧の期間及び場所

令和二年十二月十五日から令和三年四月十五日まで緘覧の期間

2

岡山県産業労働部経営支援課及び美作市経済部商工観光課

[五五七] 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一 項第五号の規定

により、 次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県備中県民局建設部管理課におい て、 般の 縦覧に供

令和二年十二月十五日

日 令和二年十二月四	建第二〇三一号岡山県指令備中局	指 番 定 年 月 日 号
	都窪郡早島町早島字市場三八七番五	道路の位置
	五· ○ 二	道路の幅員
	五. 〇. 二. 一. 〇. 〇. 〇. 〇. 〇. 〇. 〇. 〇. 〇. 〇. 〇. 〇. 〇.	(メートル)(メートル)道路の幅員 道路の延長

岡山県知事 伊 原 木

太

五五五 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十二月十五日

岡山県知事 伊 原

木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字杉ノ木一七三九ー

許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市西富井一○八○

A棟A一○二

許可番号

岡山県指令建指第二四八号

五五五 九 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十二月十五日

 岡山県知事
 伊 原 木
 隆

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字仏生田一三八八一二、 一三八八一 六、 一三八八 一三八八一 九

イ イ イ ・ 能 聖 許可を受けた者の

住所及び氏名

総社市真壁一三三二キャトルクラルテD

一許可番号

岡山県指令建指第三一〇号

◎岡山県公安委員会告示第二百一号

援助事業を行う事務所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があった。 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則 項の規定により、 公益社団法人被害者サポ (平成十四年国家公安委員会規則第一号) センターおかやまから住所及び

令和二年十二月十五日

岡山

公

安

員

変更内容

(1) 住所 岡山市

) 住所 岡山市北区蕃山町一番二〇号 岡山県開発公社ビル

援助事業を行う事務所の所在地 岡山市北区蕃山町 一番二〇号

社ビル

(2)

変更年月日

(2) (1)

援助事業を行う事務所の所在地

岡山市北区内山下二丁目二番一五号

令和三年一月十二日

変更後

住所

岡山市北区内山下二丁目二番一五号